

令和3年度

中小企業施策 ガイドブック



豊橋市

目 次

—CONTENTS—

経営相談	-----	1
情報提供の窓口	-----	3
研修・講座を受けるには	-----	4
福利厚生を充実するには	-----	7
各種補助制度	-----	8
各種融資制度	-----	28

経営相談

豊橋市をはじめ下記機関では各種経営相談に応じています。

相談機関		TEL	FAX	E-mail	相談内容
豊橋市	産業部	51-2425	55-9090	shokogyo @city.toyohashi.lg.jp	事業活動（商業、工業） 商店街活動、異業種交流
	商工業振興課	51-2431			融資及び金融全般
	産業部 産業政策課	51-2436		sangyoseisaku @city.toyohashi.lg.jp	産業用地に関すること、 工場立地法に関すること
	産業部 地域イノベーション推進室	51-2440		chiiki-innova @city.toyohashi.lg.jp	スタートアップ企業の育成・支援等に関すること
(公財) あいち産業振興機構	愛知県よろず支援拠点 本部	(052) 715-3188	(052) 563-5430	info-yorozu @aibsc.jp	あらゆる経営に関する相談（売上拡大、販路拡大、資金調達、補助金、技術、事業承継、EC、IT活用他）
	豊橋サテライト	(0532) 39-7111			
	統括・担当マネージャー	(052) 715-3071	(052) 563-1436	info-manager @aibsc.jp	経営、金融、技術、IT、税務に関する相談
	経営アドバイスグループ	(052) 715-3070	(052) 563-1436	info-advice @aibsc.jp	法律相談、経営・技術に関する専門家派遣
	取引振興グループ	(052) 715-3068		info-torihiki @aibsc.jp	取引紹介、あっせんに関する相談
	下請かけこみ寺	(0120) 418-618 (フリーダイヤル)		kakekomitera @aibsc.jp	下請取引問題に関する相談
	創業プラザあいち	(052) 715-3075	(052) 563-1438	info-shinjigyo @aibsc.jp	起業・創業に関する相談
	国際ビジネスグループ	(052) 715-3065	(052) 562-1980	info-business @aibsc.jp	海外進出、貿易等に関する相談

相 談 機 関	TEL	FAX	E-mail	相 談 内 容
愛知県事業承継・引継ぎ支援センター (豊橋サテライトオフィス) ※豊橋商工会議所内	53-7211		info@shoukei-aichi.jp	事業承継全般に関する相談
豊橋商工会議所 ビジネスサポートセンター	53-7211	53-7210	kaigisho @toyohashi-cci.or.jp	融資、設備貸与、金融支援、経営革新(財務分析、企業ドック、経営計画策定)、記帳指導、労働保険、小規模企業共済等各種共済制度、創業支援、事業承継、事業継続計画(BCP)、海外展開支援、技術相談、人材確保(無料職業紹介所、学生就職)、プレスリリースサポート、各種補助金・助成金、商談・マッチング、消費税軽減税率・転嫁対策等 (定例専門相談) 法律、税務・経理、記帳、金融、特許、雇用・労務、不動産鑑定
(株)サイエンス・クリエイト	44-1111	44-1122	webmaster@tsc.co.jp	経営、技術、創業

情報提供の窓口

中小事業者が必要とする各種の情報は、次のようなところで入手することができます。

情 報 の 種 類	問 合 せ 先	電話番号及びホームページ
豊橋市の中小企業施策	豊橋市 産業部 商工業振興課	TEL 51-2425 http://www.city.toyohashi.lg.jp/2856.htm
豊橋市の企業立地	豊橋市 産業部 産業政策課	TEL 51-2436 http://www.city.toyohashi.lg.jp/sangyoseisaku/
豊橋市の各種統計資料	豊橋市 じょうほうひろば	TEL 51-2037 http://www.city.toyohashi.lg.jp/6459.htm
愛知県の各種統計資料	愛知県 県民生活部 統計課	TEL (052)954-6108 http://www.pref.aichi.jp/toukei/
産 業 全 般 の 情 報	豊橋商工会議所	TEL 53-7211 https://www.toyohashi-cci.or.jp/
	(株)サイエンス・クリエイト	TEL 44-1111 https://www.tsc.co.jp/
	あいち労働総合支援フロア 産業労働情報コーナー	TEL (052)485-7153 http://rodoshien-aichi.jp/jouhou/index.html
中小企業組合の情報	愛知県中小企業団体中央会 三河分室	TEL 54-3462 http://www.aiweb.or.jp/
あいち産業振興機構の支援、セミナー情報・愛知県及び愛知県内市町村補助金一覧	(公財) あいち産業振興機構 総務課企画調整	TEL (052)715-3063 https://www.aibsc.jp/

研修・講座を受けるには

◆中小企業人材育成支援研修（場所：豊橋サイエンスコア ★印の講座は他会場も使用）

中小企業事業主やその従業者向けに、業務に直結する実践的な各種研修講座を用意しています。

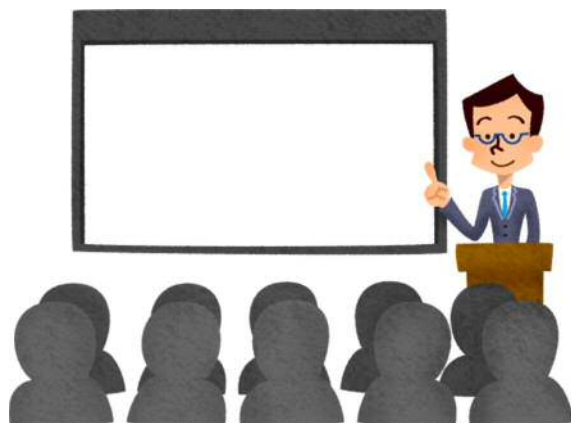
区分	講 座 名	日 程	受講料※
情報化 IT活用	無料でHPが作れるJimdoと画像編集のCanva講座（全5回）	8月20日～9月17日の金曜日 午後7時～9時	7,500円 (3,750円)
	SNSとGoogleマップを活用したWEB集客講座（全5回）	10月1日～29日の金曜日 午後7時～9時	7,500円 (3,750円)
	STORESで小さく始めてファンと育てるオンラインショップ講座（全3回）	7月2日～16日の金曜日 午後7時～9時	4,500円 (2,250円)
	社会人プログラミング超入門ーPythonの基本からAIまでー（全4回）	9月8日～29日の水曜日 午後5時30分～7時30分	6,000円 (3,000円)
	実務に活かすExcelデータ分析講座（全4回）	9月21日～10月12日の火曜日 午後1時30分～4時30分	6,000円 (3,000円)
	アイデアを事業に変えるクラウドファンディング講座（全2回）	10月7日・14日の木曜日 午後7時～9時	3,000円 (1,500円)
品質 管理	HACCPシステムの制度化（義務化）に伴う全対応・活用講座（全3回）	9月17日・10月1日・15日の金曜日 午後1時30分～5時	4,500円 (2,250円)
	ものづくりの本質に迫る！品質管理実践講座（全4回）	10月22日～11月12日の金曜日 午後1時30分～5時	6,000円
工場・ 企業 改善	事業継続力強化計画・事業継続計画（BCP）策定入門講座（全4回）	7月8日、8月5日、9月9日、10月14日の木曜日、午後5時～7時	6,000円 (3,000円)
	理解からアクションまで！SDGs丸わかり講座！（全3回）	11月11日～25日の木曜日 午後1時30分～3時30分	4,500円
	決算書を読めなくても大丈夫！脱・ドンブリ経営講座（全2回）	10月18日・11月15日の月曜日 午後1時30分～3時30分	3,000円
技術者 育成	エクセルでシミュレーションするモーター制御入門（全4回）	8月24日～9月14日の火曜日 午後7時～9時	6,000円 (3,000円)
	ドローン操縦者養成講座（全3回）★	8月30日の月曜日、9月7日・14日の火曜日 午後1時30分～5時(第2・3回は～4時30分)	4,500円
	Fusion360一気通貫入門講座（初級）（全5回）	8月20日～9月17日の金曜日 午後1時30分～5時	7,500円 (3,750円)
	Fusion360一気通貫入門講座（中級）（全3回）	10月8日～22日の金曜日 午前10時～午後5時	9,000円 (4,500円)
	Illustratorを使用したグラフィックデザイン初心者講座（全4回）	10月5日～26日の火曜日 午後7時～9時	6,000円 (3,000円)
	Photoshopを使用した写真加工・デザイン初心者講座（全4回）	11月5日～26日の金曜日 午後7時～9時	6,000円 (3,000円)
	動画制作講座入門編(全4回)	7月7日～28日の水曜日 午後7時～9時	6,000円 (3,000円)

※市内の中小企業（個人経営含む）で働く方、又は市内に居住する方対象の額。その他の方は倍額。

（ ）内はオンライン受講・オンデマンド配信の額。

区分	講 座 名	日 程	受講料※
経営 企画	中小企業のための戦略ブランディング基礎講座（全5回）	9月14日・28日、10月12日・26日、 11月9日の火曜日 午後1時～4時	7,500 円
	“売れる仕組み” からビジネスを動かすマーケティング 講座（全5回）	9月8日～22日・10月6日・13日の 水曜日 午後3時～5時	7,500 円
新事業 開発	豊橋技術科学大学と中小企業技術開発セミナー	11月17日の水曜日 午後1時30分～4時30分	無料
	新規ビジネス（事業再構築）プラン実践講座（全5回）	7月5日～8月2日の月曜日 午後1時30分～5時	7,500 円

※市内の中小企業（個人経営含む）で働く方、又は市内に居住する方。その他の方は倍額。



◆豊橋市以外が実施する研修・講座等

実 施 機 関		事 業 内 容	T E L
(公財)あいち産業振興機構	経営アドバイス 第二グループ	事業継承のための後継者育成塾	(052) 715-3070
	創業・新事業育成 グループ	●起業を考えている方向け あいち創業道場 土曜集中講座（平日参加できない方向け） 女性起業家セミナー等 ●起業後 5 年程度の小規模企業者向け 起業家経営ゼミナール 創業ビギナーセミナー	(052) 715-3075
	情報推進グループ	情報系 Web セミナー等	(052) 715-3064
	国際ビジネスグル ープ	貿易実務講座、海外ビジネスセミナー	(052) 715-3065
あいち産業科学技術総合 センター		各種講習会・研修会等	(0561) 76-8306
(公財)名古屋産業振興公社		ものづくり支援講座、中小企業技術者研修、 中小企業技能者育成講座	(052) 654-1653
(独)中小企業基盤整備機構 中小企業大学校 瀬戸校		経営者・管理者研修等	(0561) 48-3401
ポリテクセンター中部 (中部職業能力開発促進センター)		在職者向け職業訓練（能力開発セミナー）	(0568) 79-0555
豊橋商工会議所		事業経営に必要で身近な時流に合ったテーマの講 習・講演会及び従業員に対する教育講座など年間 30～40 講座開催	53-7211
株式会社サイエンス・ クリエイト	次世代「農力」UP アカデミー事業 ・最先端植物工場マネージャー育成プログラム ・IT 食農先導士養成プログラム ・6 次産業化推進人材育成コース		44-1110
	豊橋イノベーションガーデン運営事業 (メイカーズ・ラボとよはし) ・3D プリンターを活用したものづくり講座 ・デジタル工作機械体験講座		
	豊橋イノベーションガーデン運営事業 (Startup Garage) ・コワーキングスペースの運営 ・各種起業関連セミナー		44-1117
	社会人キャリアアップ連携協議会 (ジェネカフェ (Gene Cafe)) ・本地域における産学官金の若手・中堅人材を集 め、交流や連携を促進する場の提供		44-1111

福利厚生を充実するには

福利厚生の充実は従業員の定着化に役立つばかりでなく、勤労者の地位向上や生産性向上にもつながる大切な要素です。

勤労者生活資金貸付金利子軽減制度			
補助内容	東海労働金庫から教育資金等の融資を受ける場合に、利子が軽減される補助制度です。		
対象者	市内在住の勤労者		
種類	教育資金（教育ローン）・災害資金（災害復旧支援ローン、災害対策支援ローン）		
補助対象融資額	500万円以内	利子軽減率	毎月の償還時にかかる利子のうち年利1%相当額
交付期間	教育資金：在学期間（各学校の基本修業年限以内とする。ただし、留年は除く） 災害資金：5年以内 ※前年10月1日～9月末の利子支払い実績に基づいて交付します。 ※交付期間中に市外に転出した場合は、転出日までに返済した利子が補助対象となります。		
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2435 FAX 55-9090			

東三河勤労者福祉サービスセンター	
内容	勤労（解雇等）、生活（相続等）、金融（多重債務等）など生活全般にかかわる相談業務を行っています。
対象者	市内在住の勤労者
営業時間	毎週月～金曜日の午前10時～午後4時（ただし、正午～午後1時を除く）
（問合せ先）東三河勤労者福祉サービスセンター TEL 64-7777（相談専用ダイヤル） FAX 63-3113	

各種補助制度

豊橋市では、活力とにぎわいに満ちた『まちづくり』のために商店街等が行う共同事業や商業環境の改善などの事業支援、中小事業者の方たちの経営基盤強化・近代化や合理化促進、企業立地の促進等のために様々な補助制度を設けています。

※各事業に記載されている中小事業者等とは以下の通りです。

- ・ 中 小 事 業 者：中小企業基本法第2条第1項に該当される方
- ・ 中小企業団体：中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に該当される団体
- ・ 協 同 組 合 等：法人税法第2条第7号に規定される協同組合等

商 店 街 環 境 向 上 事 業	
補助内容	商店街の安全や環境の向上を図るために実施する既設街路灯等の省エネ化や、老朽化した街路灯等の補修・撤去に要する経費を補助する制度です。
対象経費	既設街路灯等の省エネ化に要する経費や、老朽化した街路灯・アーチ・アーケード・モニュメントの補修・撤去に要する経費。
補助率	補助対象経費から国・県補助金を差し引いた額の20%以内 ※ただし、既設アーチ・アーケード及びストリートデザイン事業の影響を受けた街路灯のLED化については2/3以内
補助限度額	1,000万円
対象団体	組織及び経済的地位が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商業団体で市長が認めるもの。
要件	補助対象経費が10万円以上であること。
申請期間	事業着手前
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	



商業団体街路灯等電灯料補助事業			
補助内容	商業団体が維持管理している街路灯等の電灯料を補助する制度です。		
補助対象	商業団体が、前年度末までに設置した街路灯（ただし、市のストリートデザイン事業の影響でLED化していないものに限る）・アーチ・アーケードに要する電灯料		
補助金額	次表の各区分において、算定基準に補助対象となる街路灯等の数を乗じて得た額又は実際に支払った電灯料に50％を乗じて得た額（10円未満の金額は切り捨てる。）のいずれか低い額。		
	区 分	算定基準（円）	
	街路灯1基当たり	40W以下	740
		41W～ 80W	1,230
		81W～125W	2,090
		126W～250W	2,900
		251W～300W	4,580
		301W以上	5,310
	アーチ1基当たり	9,470	
アーケード10㎡当たり	3,300		
対象団体	組織及び経済的地位が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商業団体で市長が認めるもの。		
申請期間	事業着手前		
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090			

商業団体安全安心環境維持費補助事業			
補助内容	商業団体が維持管理している街路灯の電灯料を補助する制度です。		
補助対象	商業団体が、前年度末までに設置した街路灯（ただし、市のストリートデザイン事業の影響でLED化していないものについては商業団体街路灯等電灯料補助事業で補助）に要する電灯料		
補助金額	次表の各区分において、算定基準に補助対象となる街路灯の数を乗じて得た額。		
	区 分	算定基準（円）	
	街路灯 1 基当たり	4 0 W以下	5 2 0
		4 1 W～ 8 0 W	6 9 0
		8 1 W～1 2 5 W	9 6 0
1 2 6 W以上		1, 6 2 0	
対象団体	組織及び経済的地位が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商業団体で市長が認めるもの。		
申請期間	事業着手前		
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090			

が ん ば る 個 店 応 援 事 業			
補助内容	小売店舗等が行う、店舗リフォーム、インターネットショップ開設・改善、外国人観光客受入環境整備（外国語表記、無料公衆無線LAN設置）にかかる経費の一部を補助する制度です。		
対象事業	店舗リフォーム	インターネットショップ 開設・改善	外国人観光客受入環境整備 (外国語表記) (無料公衆無線LAN)
対象者 ※いずれも 市税の滞納 がないこと	下記の条件を満たすもの ・市内に本店を有する中小事業者 ・5年以上の営業実績がある個店※で実施する事業（移転に伴うものを含む） ・商店街区域又は豊橋市立地適正化計画における「歩いて暮らせるまち区域」に所在している個店であること ・本事業区分に係る補助金の交付を5年以内に受けていない店舗であること。	下記の条件を満たすもの ・市内に本店を有する中小事業者 ・1年以上の営業実績がある個店※で実施する事業 ・本事業区分に係る補助金の交付を5年以内に受けていない店舗であること。	下記の条件を満たすもの ・市内に本店を有する中小事業者 ・1年以上の営業実績がある個店※で実施する事業 ・本事業区分に係る補助金の交付を5年以内に受けていない店舗であること。
対象経費	店舗の修繕、模様替及び増築工事に要する費用 ※市内に本店を有する中小事業者に施工を発注すること	サイトデザイン、システム構築等に要する費用、入会金・マニュアル購入費等のショッピングモール出店時に要する費用、ショッピングカート利用等のサイト初期設定に要する費用	看板の翻訳、デザイン、作製及び設置に要する費用、パンフレットやメニューの翻訳、デザイン及び印刷に要する費用、無料公衆無線LAN機器購入、設置及び配線工事等に要する費用
補助率	20%以内	1／2以内	1／2以内
補助限度額	50万円（下限5万円）	10万円	10万円
申請期間	事業着手前		
(問合せ先) 商工業振興課 TEL51-2425 FAX55-9090			

※個店：次のいずれにも該当するもの

①市内に所在する店舗

②主たる事業（売上高6割以上）が、日本標準産業分類に規定される、小売業（無店舗小売業を除く）、不動産業、物品賃貸業、技術サービス業（他に分類されないもの）、宿泊業、飲食サービス業（バー・キャバレー・ナイトクラブを除く）又は生活関連サービスを営む、管理・補助的経済活動を行う事業所を除く店舗

③主として対面で一般消費者を取引の相手とする店舗

④フランチャイズチェーンでないもの

⑤チェーンストアでないもの

商 業 団 体 共 同 事 業	
補助内容	にぎわいのある商業集積づくりを推進するため、商業団体が実施する地域にインパクトを与えるイベント等に対し補助する制度です。
対象経費	講習会・講演会・研修会・研究会、調査・情報提供事業、催事・共同宣伝事業、共通駐車券事業、ショッピングサポート事業、消費税免税店環境整備事業、無料公衆無線LAN整備事業にかかる経費
補助率	補助対象経費の20%以内 (消費税免税店環境整備事業及び無料公衆無線LAN整備事業は1/2以内)
補助限度額	675万円
対象団体	①組織及び経済的地位が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商業団体で市長が認めるもの ②株式会社豊橋まちなか活性化センター
申請期間	事業着手前
(問合せ先) 商工業振興課 TEL51-2425 FAX55-9090	

まちなかインキュベーション事業															
補助内容	中心市街地に点在する空き店舗を活用し出店する新規創業者等の賃借料・改装費を補助する制度です。														
対象経費	①賃借料（共益費、管理費を含む。） ②改装費（内装工事費、外装工事費、給排水工事・電気工事等。ただし、事業の用途に付さない部分の経費や備品購入費等は除く。）														
要件	① 株式会社豊橋まちなか活性化センターが定める中心市街地のエリア内の物件であること ②補助対象となる期間は1店舗につき2年以内 ③改装費は開業時1回のみ（新規創業者のみ）														
補助率及び補助限度額	出店者への補助率・補助限度額 ・賃借料：1店舗につき補助対象経費に次表の補助率を乗じた額 ■飲食店 <table><tr><td>期 間</td><td>補助率</td><td>年間補助限度額</td></tr><tr><td>24か月まで</td><td>1／3以内</td><td>72万円</td></tr></table> ・改装費：1店舗につき補助対象経費の20％以内（補助限度額50万円） ■物販店等 <table><tr><td>期 間</td><td>補助率</td><td>年間補助限度額</td></tr><tr><td>24か月まで</td><td>1／2以内</td><td>108万円</td></tr></table> ・改装費：1店舗につき補助対象経費の20％以内（補助限度額50万円）			期 間	補助率	年間補助限度額	24か月まで	1／3以内	72万円	期 間	補助率	年間補助限度額	24か月まで	1／2以内	108万円
期 間	補助率	年間補助限度額													
24か月まで	1／3以内	72万円													
期 間	補助率	年間補助限度額													
24か月まで	1／2以内	108万円													
対象団体	対象区域内で新規創業等により出店する者														
(問合せ先) まちなか活性課 TEL 55-8101 FAX 55-8100、(株)豊橋まちなか活性化センター TEL 53-7211															

地域商業活動活性化事業（愛知県）	
補助内容	地域経済の発展のため、団体が自主的かつ主体的に取り組む商業活動活性化事業に対して補助する制度です。（集客力向上事業、販売促進事業、機能強化事業、連携創出事業など） ※愛知県の商店街等に対する補助制度です。詳細につきましては、下記にお問い合わせください。
（問合せ先）愛知県 東三河総局 企画調整部 産業労働課 TEL 35-6116 FAX 54-7239	

共 通 駐 車 券 事 業		
補助内容	中心市街地への来街者の利便性を図るため、株式会社豊橋まちなか活性化センターが事業主体となり駐車場の駐車サービス券を共通化する共通駐車券事業に対し補助する制度です。	
対象経費	事務の合理化のために必要な機器の設置に要する経費	参加する小売事業者等の利用者負担金
補助率	補助対象経費の20%以内	補助対象経費の1／3以内
対象団体	株式会社豊橋まちなか活性化センター	
(問合せ先) まちなか活性課 TEL 55-8101 FAX 55-8100		

中小企業振興助成制度	
補助内容	中小事業者の方が設備の近代化・合理化を図るため、新しく取得した機械・装置に対して助成金を交付する制度です。
対象者	特定の事業を主として2年以上市内で継続して営んでいる中小事業者 ※市税の滞納がないこと
対象設備	令和2年1月2日から令和3年1月1日までに、事業の近代化・合理化のために取得した、直接事業の用に供する機械、装置で、市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額が次の要件を満たすものです。ただし、他より借り受け、又は他に貸し付けているものは除きます。 鉱業、建設業、製造業、運輸業等・・・1設備100万円以上のもの 卸売業、小売業、サービス業・・・1設備30万円以上のもの
助成金の額	市の償却資産課税台帳に登録された課税標準額の4.2%以内で、1事業者につき300万円を限度
申請期間	令和3年4月1日から令和3年9月30日まで
助成金交付時期	令和4年6月（予定）
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2431 FAX 55-9090	

先端設備等導入計画の申請受付

内 容	生産性向上特別措置法に基づく豊橋市導入促進基本計画及び国の導入促進指針に適合する先端設備等導入計画を策定し本市の認定を受けることで、設備投資のための支援（固定資産税の特例、計画に基づく事業に必要な資金繰り）を受けられます。 （注）固定資産税の特例と豊橋市中小企業振興助成制度の併用はできません。			
対象者	中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方で、豊橋市内にある事業所において設備投資を行うもの。 ①個人事業主②会社③企業組合④協業組合⑤事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、共同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、中小企業等経営強化法施行令で定めるもの※①②については、下表に該当する必要あり			
	業種分類		資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数の数
	製造業その他		3億円以下	300人以下
	卸売業		1億円以下	100人以下
	小売業		5千万円以下	50人以下
	サービス業		5千万円以下	100人以下
	政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
		ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
		旅館業	5千万円以下	200人以下
	※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く （注）固定資産税の特例は、対象となる規模要件が異なります			
要 件	主な要件	内 容		
	計画期間	計画認定から3～5年間		
	労働生産性	直近の事業年度末比で労働生産性が年平均3%以上向上すること		
	先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備 ○機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、構築物、事業用家屋		
	計画内容	○国の導入促進指針及び豊橋市導入促進基本計画に適合すること ○先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ○経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること		
申請期間	令和5年3月末まで（※設備導入前） ※固定資産税の特例を受ける場合、令和5年3月末までに計画認定を受け、かつ設備導入することが条件となります。			
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2432 FAX 55-9090 詳細はホームページをご覧ください。http://www.city.toyohashi.lg.jp/34516.htm				

中 小 企 業 近 代 化 奨 励 制 度	
補助内容	中小事業者の方などが他の事業者との連携若しくは事業の共同化、又は中小企業の集積の活性化に必要な施設を設置する時に、奨励金を交付する制度です。
対象施設	①独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号に規定する資金の貸付対象となった施設 ②生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査及び福利厚生等の施設並びにその他中小企業団体等の構成員の事業に関する共同施設 ③街路灯、アーケード及びアーチ
補助率	当該年度中に設置した施設に対して、認定経費の20%以内
補助限度額	1,000万円
対象団体	組織及び経済的基礎が強固で団体の永続性が認められ、かつ構成員が4人以上の商工団体で市長が認めるもの
申請期間	事業着手前
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

知 的 財 産 権 取 得 事 業 費 補 助 制 度	
補助内容	中小事業者や協同組合等の方の競争力や経営基盤の強化の支援として、知的財産権（特許権・実用新案権・意匠権）の取得に対して補助金を交付する制度です。
対象者	市内に本店がある全従業者数が100人以下の中小事業者又は協同組合等 ※市税の滞納がないこと
対象事業	特許権、実用新案権及び意匠権の取得事業
対象経費	・特許権・実用新案権・意匠権の出願に係る手数料 ・上記に係る手続を弁理士に依頼した場合はその弁理士費用
補助金の額	対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）で、1件につき15万円を限度※一年度3回まで
申請期間	出願をした日から1年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

販路開拓支援事業費補助制度(拡充)	
補助内容	中小事業者や中小企業団体の方が市場開拓、販路拡張を図るため、展示商談会等への出展に対して補助金を交付する制度です。
対象者	市内に本店がある全従業者数が100人以下(国外で開催される展示会等へ出展した場合は300人以下)の市内の中小事業者又は中小企業団体 ※市税の滞納がないこと
対象事業	①名古屋市内、愛知県国際展示場及び県外(国外を含む)で開催される、100小間以上又は総小間面積900㎡以上の規模のある展示商談会等への出展 ※物産展など主として即売を目的としているものは除く ②オンラインで開催される展示会出展又はWEBマッチングサイト等に登録し、自社WEBサイトを拡充(※WEBマッチングサイト等に継続的に登録していることが条件)
対象経費	①展示商談会等の主催者等へ支払う経費、展示商談会等の会場における通訳費用 ※通訳費用は、1日3万円を限度 ※国外については、渡航費を含む 渡航費は、宿泊費及び航空賃(燃油特別付加運賃、空港施設使用料、航空保険料等を含む)とする。ただし、宿泊費は1人1泊1万円、航空賃は1人往復5万円(エコノミークラス以下の利用)で、2人分を限度とする。 ②オンラインで開催される展示会(※開催期限が定まったもの)において主催者に支払った費用、WEBマッチングサイト等を通じて販路を開拓するために要する自社サイト制作費及び動画制作費
補助金の額	対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て)で、30万円を限度 ※対象事業①②の各1回/年が限度
申請期間	展示会等が終了した日から1年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

起業支援事業費補助制度(拡充)	
補助内容	発展性をもって新たに市内に事業を開始する起業者に対し、起業に係る必要経費の一部を補助する制度です。
対象者	とよはし創業プラットフォーム参画機関(*1)に事業計画の策定に係る指導助言及び小規模事業者持続化補助金の申請支援を受けており、起業後においても同機関による指導及び助言を継続的に受けるもの (*1)豊橋商工会議所、市内金融機関、サイエンスクリエイト ※市税の滞納がないこと ※フランチャイズチェーンは除く
対象経費	・1単位あたり10万円以上の設備及び備品購入に係る経費 ※汎用性が高く、使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定できないものは除く。 ・広告宣伝費に係る経費 ・法人登記に係る経費
補助金の額	・対象経費の1/2の額(1,000円未満切捨て) ・限度額は、法人の場合は50万円、個人事業主の場合は30万円
申請期間	開業の日から1年以内 ※法人の場合は会社設立日より1年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

ビジネスプラン創出支援補助制度（新規）	
補助内容	業態転換や事業承継、社内ベンチャー創出に向けて、中小事業者が参加するアクセラレーションプログラム（スタートアップ支援手法を活用した新規事業創造プログラム）の費用の一部を補助する制度です。
対象者	市内の中小企業者 ※市税の滞納がないこと
対象経費	プログラム参加費用
補助金の額	・対象経費の1／2の額（1,000円未満切捨て） ・限度額は1人あたり15万円 ※申請は年度あたり1プログラム分かつ1回限り
申請期間	プログラム参加日から1年以内
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2425 FAX 55-9090	

企業BCP等策定支援事業費補助金	
対象事業者	市内の中小事業者等で市税の滞納がないこと
対象経費	BCP・事業継続力強化計画（※）の策定又は改訂に際して専門家の助言を受けるため、コンサルタント、アドバイザー等に対して支払った費用 ※事業継続力強化計画：中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画で国の認定を受けた計画のこと
補助金の額	補助対象経費の2分の1の額で、年間3万円を限度 ※1,000円未満切捨て
申請期間	助言を受けた日（申請しようとする日が複数日ある場合はその最終日）から1年以内
（問合せ先）産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090	



大型運転免許等取得支援補助制度	
補助内容	事業者が負担する大型トラック・タクシー等の運転免許取得にかかる経費に対して、補助金を交付する制度です。
対象者	市内に事業所を有する旅客運送事業・貨物運送事業を営む中小事業者・中小企業団体。ただし、補助対象となる免許取得者は市内の事業所勤務者であること。 ※市税の滞納がないこと。
要件	大型一種（トラック）、普通二種（タクシー）、けん引（トレーラー）、大型二種（バス）の各運転免許の取得が、新規雇用もしくは継続雇用の条件であること。 ただし、雇用形態は問わない。
対象経費	補助対象事業者が従業員の免許取得に対して負担した経費
補助金の額	・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ・各運転免許につき1人10万円を限度
申請期間	免許取得日から1年以内 ※申請は、各年度において1事業者あたり延べ10人を限度とする。
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

U I J ターン 就業促進補助制度		
補助内容	中小事業者の人材確保支援として、転職情報ウェブサイト掲載費の一部を補助するとともに、首都圏（東京・埼玉・千葉・神奈川）から市内へ転入した勤労者を雇い入れた事業者へ奨励金を支給する制度です。 ※首都圏合同企業説明会等出展補助金は令和元年度で廃止	
補助金の種類	転職サイト掲載補助金	U I J ターン就業奨励金
対象者	[共通要件]市内に本店を有する中小事業者又は中小企業団体で、市税の滞納がないこと、風営法等の規制にかかる企業でないこと。 [個別要件] あいちU I J ターン支援センターウェブサイトに移住支援金対象求人を掲載し、次の①～⑤のいずれかの要件を満たすこと。 ①豊橋市奨学金返還支援補助金対象事業者 ②豊橋市子育て応援企業※¹ ③とよはし健康宣言事業所 ④有償インターンシップ登録企業※² ⑤豊橋市優良工事施工業者※³ ※¹ 豊橋市子育て応援企業認定・表彰制度実施要綱別表に定める取組区分3.「子育てしながら働きやすい職場環境づくり」を実施する者 ※² 豊橋市インターンシップ支援補助金交付要綱に基づき市に登録のある有償インターンシップ受入事業者 ※³ 転職情報ウェブサイトへの求人掲載期間が属する年度及びその前年度の表彰業者	《事業者要件》 首都圏などにおいて求人活動を行っていること。 《対象となる就労者の要件》 以下の全てに該当する者 ①首都圏で1年以上住所を有した後に就業を機に市内に転入し、引き続き市内に居住する見込みがある。 ②就職した日の年齢が65歳未満である。 ③補助対象事業者に正規雇用され、その後6か月以上正規雇用者として勤務している。 ④代表者と3親等以内の親族関係にない。
対象経費	転職情報ウェブサイトへの掲載料 ※令和2年4月1日以降に掲載に係る契約を行ったもので、求人情報の掲載期間が1年以内であるもの。	—
補助金の額	・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ※上限20万円。原則1事業者1回限り（年度に限らず）。但し、新たに①～⑤の要件を満たした場合のみ2回目の申請可（同一年度内の申請も可とする）。	・1人につき10万円 ※各年度において1事業者あたり、100万円を限度とする。
申請期間	事後申請 掲載完了から6か月以内 ※申請時点で採用活動が終了し支払いが完了したものに限る。	正規雇用開始後、6か月を経過した日から6か月以内
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090		

女性あんしん職場づくり補助制度		
補助内容	女性従業員専用のトイレ、更衣室、休憩室などの整備にかかる経費に対して、補助金を交付する制度です。 ※平成30年度から従業員用の事業所内保育施設も対象となりました。	
対象者	市内に事業所を有する事業者又は中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法等の規制にかかる企業でないこと。 ※事業者は会社法に基づく会社及び個人事業主。	
事業区分	事業所内環境整備	現場環境整備
対象経費	対象者が市内にある対象建物における、女性従業員専用のキッズスペース、トイレ、更衣室、休憩室、従業員のための事業所内保育施設の整備に要する費用 ※備品を除く。	市内の事業現場における、女性従業員専用の仮設トイレ及び仮設更衣室・休憩室のリース・レンタルに要する経費
要件等	・新規の整備又は女性従業員の雇用拡大に伴う整備であること。 ・申請年度内に整備が完了すること。 ・申請時に女性従業員を雇用している又は今後雇用する見込みであること。	・事業現場に女性従業員が従事していること。 ・リース・レンタル期間が年度内で完了すること。ただし、事業の事情によりリース・レンタル期間が年度をまたぐ場合は、翌年度に残りの事業期間についても申請可。
補助金の額	・対象経費の1／2の額（1，000円未満切捨て） ※各年度において1事業者あたり上限100万円まで	
申請期間	事業着手前 ※整備事業者やリース・レンタル業者との契約前に申請してください。	
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090		

女性スキルアップ支援補助制度	
補助内容	事業者が負担する、女性従業員の国家資格および公的資格取得にかかる経費に対して、補助金を交付する制度です。 ※令和2年度から公的資格も対象となりました。
対象者	市内に本店を有する中小事業者又は中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法等の規制にかかる企業でないこと。
対象従業員	女性従業員（資格の受験日又は受講日において市内事業所に在籍し、資格取得後も継続して雇用される見込みがある者。非正規労働者も可）
対象経費	事業主が対象従業員の国家資格および公的資格（令和2年～）取得に対して負担した以下の経費 ・受験手数料　・講習等の受講料　・教材費　・登録料 ※国・地方公共団体その他公共団体から別に助成を受けているもの、市の他の補助金の交付を受けているものは対象外。
補助金の額	対象経費の1／2の額（1，000円未満切捨て） ※1件につき上限5万円、各年度において1事業者あたり20万円まで
申請期間	資格取得後1年以内
(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

インターンシップ支援補助制度（一部要件緩和）

補助内容	事業者が負担する有償インターンシップにかかる経費に対して、補助金を交付する制度です。一般型と長期型があります。
対象者	市内に本店を有する中小事業者又は中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法等の規制にかかる企業でないこと。 ※補助金申請時は事業所登録が必要になります。登録事業所のインターンシップ情報は市のホームページ、市内3大学等に提供します。
要件	以下3つの要件すべてを満たしていること 1. 大学生等の実習生に時給換算額でインターンシップ実施時の最低賃金以上の報酬を支払うこと 2. 一般型は3日以上、長期型は10日以上就業体験であること 3. 市内事業所で実施すること ※令和2年度から一般型が3日以上就業体験に変わりました。
対象経費	補助対象事業者が実習生に支払った報酬、インターンシップ保険料
補助金の額	・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ・一般型は1事業者あたり年間6万円、長期型は10万円を限度とする ・実習生1人1日あたり上限4,000円 ※一般型と長期型の併用は可能ですが、同一人物が同一事業者のインターンシップで併用することはできません。
申請期間	インターンシップが完了した年度内 ※申請は令和4年3月31日までに事業完了し支払いが終了したものに限り。
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

採用ホームページ改善補助制度

補助内容	事業主が行う、採用ホームページの改善、新規作成にかかる経費に対して、補助金を交付する制度です。
対象者	市内に本店を有する中小事業者又は中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法等の規制にかかる企業でないこと。
要件	以下の要件1、2を満たしていること。既に1、2の要件を満たしているホームページの改善の場合は、3の要件を満たしていること 1. スマートフォン対応のホームページであること 2. 採用エントリーページがあること 3. その他改善した内容が適当であると認められたこと
対象経費	事業主が負担した以下の経費 1. ホームページ作成に係る外部委託費（コンサル費等含む） 2. ホームページ作成ソフト及びその解説書の購入費（自社制作の場合） 3. ドメイン取得費 4. その他市長が適当と認める経費
補助金の額	対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ※1事業者、年間1件5万円まで
申請期間	事前申請（ホームページリニューアルの場合は改善前の状況がわかる書類を必ず添付してください。）
（問合せ先）商工業振興課 TEL 51-2437 FAX 55-9090	

若者を呼び込むための奨学金返還支援制度	
内 容	地元中小事業者が新たに雇い入れた３５歳未満の若者が在学中に貸与を受けた奨学金について、市と雇用主が一体となって返還金の補助を行います。
対象事業者	市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体（対象事業者登録が必要） ※補助金の１／２の額の協力金の納付が可能であること。風営法等の規制にかかる企業でないこと。
補助金交付対象者	対象事業者に新たに正規雇用として就職した者で、以下の全ての要件を満たすこと。 （１）大学等を卒業した３５歳未満の者であること。 （２）在学中に貸与を受けた奨学金の返還金及び市税の滞納がないこと。 （３）市内に居住していること。 （４）市内事業所に勤務していること。但し、雇用主が市内に本店を有する対象事業者である場合、及び補助対象者として登録後に転勤となった場合は、市外事業所に勤務する者も対象とする。
補助期間 （企業協力期間）	奨学金返還開始月から３年間（補助対象者登録が返還開始日より後の場合は、補助申請年度の４月又は就職日の属する月のいずれかのうち遅いほうから３年間）
補助金の額 （企業協力額）	１人当たり月額１５，０００円　３年間で５４万円 （１人当たり企業協力額：月額７，５００円　３年間で２７万円）
申請期間	対象事業者登録：随時※ 補助対象者登録：就職した翌年度の６月３０日まで※ ※令和３年度に補助金の交付を受ける場合は、いずれの登録も令和３年６月３０日まで
（問合せ先）商工業振興課　TEL 51-2437　FAX 55-9090	

移住支援金対象法人登録（移住支援金対象求人の掲載）	
内 容	あいちＵＩＪターン支援センターＷＥＢサイトに移住支援金対象求人を掲載すると、その求人を通じて就職し豊橋市内に移住した方は、移住支援金（単身：６０万円、世帯１００万円）の申請をすることができます。掲載した求人情報は、一部民間の求人サイト運営事業者にも提供され、当該求人サイトでも表示されるようになります。
対象事業者の 主な要件	対象事業者の要件は変更になる場合があります。最新情報はあいちＵＩＪターン支援センターホームページで確認してください。 ・資本金１０億円以上の法人でないこと、みなし大企業でないこと ・本店所在地が東京圏（東京、埼玉、千葉、神奈川。一部条件不利地域除く）でないこと ・雇用保険の適用事業主であること ・風営法の規制にかかる法人・暴力団等との関係を有する法人でないこと ・愛知県が指定する業種に該当すること
対象求人の要件	・週２０時間以上の無期雇用契約 ・勤務地が愛知県内にあること（但し、移住支援金を豊橋市から受ける場合は豊橋市に対象者が居住する必要があります）
移住支援金対象者の主な要件	東京２３区在住又は通勤者（直近１０年のうち通算５年以上かつ直近１年間、移住支援金申請時に転入後３か月以上１年以内等。令和３年４月１日以降に移住した方は要件が拡充されています。詳しい要件はホームページ（ http://www.city.toyohashi.lg.jp/38488.htm ）をご覧ください。
（問合せ先）商工業振興課　TEL 51-2437　FAX 55-9090	

◆企業立地促進制度

工場等（*1）、倉庫等（*2）、特定業務施設（*3）、研究開発施設（*4）又は産業業務施設（*5）をあらかじめ指定された地区（*6～9）に立地（*10）された事業者の方に奨励金を交付する豊橋市独自の優遇制度です。

（問合せ先）産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

1. 奨励金の種類

名 称	概 要
立地奨励金	①立地した工場等（*1）、倉庫等（*2）、特定業務施設（*3）、研究開発施設（*4）又は産業業務施設（*5）の土地・家屋・償却資産に係る固定資産税・都市計画税相当額を3年度間又は5年度間交付します。 ②家屋・償却資産に係る投下固定資産額（*11）の10％又は20％を交付します。 ③土地取得費用の15％又は20％を交付します。（H31～）
事業促進奨励金	立地した工場等、倉庫等、特定業務施設、研究開発施設又は産業業務施設の事業所税相当額を3年度間又は5年度間交付します。
雇用促進奨励金	①立地奨励金の交付対象の方で、操業に伴い新規雇用常用従業員（*12）、常用従業員（*13）又は転入常用従業員（*14）を雇用された方に一人あたり40万円を交付します。 ②転入児童（*15）一人あたり10万円を交付します。（H31～）
環境推進奨励金	立地奨励金の交付対象の方で、操業に伴い環境施設（太陽光発電施設、雨水活用施設、緑地）を設置された場合に設置経費の1/3相当額又は1/2相当額を交付します。

【用語の解説】

*1	工 場 等	営利を目的とした物品の製造（加工及び修理を含む）の用に供される施設及びこれに附帯する施設
*2	倉 庫 等	業種本来の事業活動を目的とした物品の保管又は集積の用に供される施設及びこれに附帯する施設
*3	特定業務施設	本社機能（「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所又は研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所）で、愛知県知事の認定を受けたもの
*4	研究開発施設	営利を目的とする事業の用に供される施設で研究開発部門のための事務所、研究開発部門が一定割合を超える工場又は研究所
*5	産業業務施設	営利を目的とする事業の用に供される事務所及び研究所
*6	業務拠点地区	豊橋市が独自に開発分譲した事業用の用地（豊橋リサーチパーク）
*7	工業団地	特定地域のうち豊橋市土地開発公社又は愛知県企業庁が分譲を目的に開発した事業用の用地
*8	特 定 地 域	工業地域、工業専用地域及び工場適地
*9	地方活力向上地域	地域再生計画（産業首都あいち地方活力向上地域特定業務施設整備促進事業）に記載された地域（業務拠点地区、工業団地又は特定地域と重複する地域を除く。）
*10	立 地	工場等、倉庫等、特定業務施設、研究開発施設又は産業業務施設を新設、増設、移転すること（工業地域を除く地域では既存の施設の取得を含む） ※増設については、床面積を増加させること
*11	投下固定資産額	一定の期間内に取得した土地、家屋及び償却資産につき本市課税台帳に登録された固定資産税評価額
*12	新規雇用常用従業員	操業に伴い常用雇用される従業員として用地を取得（借受）した日又は操業を開始した日から起算して1年を経過した日の前日までに雇用した者（本市区域内に住所を有する雇用保険被保険者に限る）
*13	常用従業員	特定業務施設で常時雇用される従業員として、立地に伴い本市の区域外の他の事業所から転勤した者
*14	転入常用従業員	操業に伴い他の事業所から転勤した者のうち、操業の前月から操業開始1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内へ住所を移した者
*15	転 入 児 童	操業の前月から操業開始1年を経過した日の前日までに本市の区域外から本市の区域内に住所を移すことにより転入常用従業員と世帯を同じくする者であって、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子

《注意事項》

- 立地奨励金に関して、土地については操業日の前3年の日から操業日の前日までに取得したものが、家屋・償却資産については操業日の前1年の日から操業日の前日までに取得したものがそれぞれ交付対象となります。
- 既存の事業所用地に増設した場合、事業促進奨励金の交付対象者は、施設を立地した事業者に限られます。(施設の操業主体が立地した者以外である場合は対象外)
- 立地奨励金及び事業促進奨励金の額について、同一の敷地内における増設等に伴い既存の事業用の家屋の処分等があった場合、交付金額の算定基礎となる施設の面積から処分した家屋の面積を控除する等して交付額を算定いたします。
- 環境施設推進奨励金について、操業日の前日までに設置した環境施設が交付対象となります。
- 愛知県もしくは本市が交付する他の補助金と交付が重複する場合、交付額について調整いたします。
- 操業開始後、適用要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合等は、奨励金を返還していただく場合があります。

2. 奨励金の適用範囲等

		対象区域	特定地域 (工業地域・工業専用地域・工場適地)			業務拠点地区 (豊橋リサーチパーク)	地方活力向上地域 *業務拠点地区及び特定地域と重複する地域を除く。		
			工業団地であって豊橋市土地開発公社から用地の取得又は借受けをした場合	工業団地であって愛知県企業庁から用地の取得又は借受けをした場合	それ以外の場合				
立地奨励金	新たな用地の取得(工業地域を除く地域では既存の施設の取得を含む)、借受けをした場合	対象者	事業者・中小企業団体						
		対象施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設		
		適用要件	立地した施設が固定資産税の課税対象となり、投下固定資産額が用地の取得の場合は2億4千万円(中小企業者は6千万円。ただし、中小企業者が特定業務施設を立地した場合は3千万円)以上、用地の借受けの場合は1億2千万円(中小企業者は3千万円。ただし、中小企業者が特定業務施設を立地した場合は1千5百万円)以上であること						
		奨励金額	①	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 3年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 3年度間	
				-	土地・家屋の都市計画税相当額 5年度間	土地・家屋の都市計画税相当額 3年度間	-	土地・家屋の都市計画税相当額 3年度間	
			②	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	
				③	家屋・償却資産の投下固定資産額の20%	家屋・償却資産の投下固定資産額の10%	-	家屋・償却資産の投下固定資産額の20%	家屋・償却資産の投下固定資産額の10%
					土地取得費用の15%(研究開発施設の場合20%)	土地取得費用の15%(研究開発施設の場合20%)	-	土地取得費用の15%(研究開発施設の場合20%)	-
		限度額	① なし ② 3億円 ③ 3億円(研究開発施設の場合 4億円)						
	既存の事業所用地に増設した場合	対象者	事業者・中小企業団体						
		対象施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設		
		適用要件	立地した施設が固定資産税の課税対象となり、投下固定資産額が1億2千万円(中小企業者は3千万円。ただし、中小企業者が特定業務施設を立地した場合は1千5百万円)以上であること						
		奨励金額	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間		
			-	家屋の都市計画税相当額 3年度間	家屋の都市計画税相当額 3年度間	-	家屋の都市計画税相当額 3年度間		
		限度額	単年度5千万円						

		対象区域	特定地域 (工業地域・工業専用地域・工場適地)			業務拠点地区 (豊橋リサーチパーク)	地方活力向上地域 *業務拠点地区及び特定地域と重複する地域を除く。
			工業団地であって豊橋市土地開発公社から用地の取得又は借受けをした場合	工業団地であって愛知県企業庁から用地の取得又は借受けをした場合	それ以外の場合		
事業促進奨励金	新たな用地の取得（工業地域を除く地域では既存の施設の取得を含む）、借受けをした場合	対象者	事業者・中小企業団体				
		対象施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 倉庫等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設
		適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること				
		奨励金額	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間
		限度額	なし				
	既存の事業所用地に増設した場合	対象者	事業者・中小企業団体				
		対象施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	工場等 特定業務施設 研究開発施設	産業業務施設 特定業務施設	特定業務施設
		適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること				
		奨励金額	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間
		限度額	なし				
雇用促進奨励金	対象者	立地奨励金交付対象者					
	適用要件	新規雇用常用従業員、常用従業員又は転入常用従業員を20人（中小企業者にあつては5人）以上雇用した場合			新規雇用常用従業員、常用従業員又は転入常用従業員を5人以上雇用した場合	新規雇用常用従業員、常用従業員又は転入常用従業員を20人（中小企業者にあつては5人）以上雇用した場合	
	奨励金額	① 新規雇用常用従業員、常用従業員又は転入常用従業員 一人につき40万円 ② 転入児童 一人につき10万円					
	限度額	① 4千万円 ② 2千万円					
環境推進奨励金	太陽光発電施設	対象者	立地奨励金交付対象者				
		適用要件	立地に伴い太陽光発電施設（30kw以上）を設置すること				
		奨励金額	設置経費の1/3（1kwあたり100万円を上限）				
	雨水活用施設	限度額	1千5百万円				
		適用要件	立地に伴い雨水活用施設（貯水能力100t以上）を設置すること				
		奨励金額	設置経費の1/3（1tあたり20万円を上限）				
	緑地	限度額	1千5百万円				
		適用要件	立地に伴い敷地面積の10%以上の緑地を整備すること ※工場立地法の義務付けがある場合は、超える部分に限る。				
		奨励金額	整備経費の1/2（1㎡あたり1万円を上限）				
限度額	1千万円						

◆固定資産税の減税措置

特定業務施設（本社機能）を立地した場合、企業立地奨励金制度とあわせて固定資産税（土地・家屋）の減税措置があります。（問合せ先）資産税課 TEL 51-2214 FAX 56-5088

減税措置の内容

事 業	移転先又は拡充地域	税率（※）及び適用期間
東京２３区からの本社機能の移転	① 業務拠点地区（用地取得を伴う場合に限る。）	100分の0.7を8年度分
	② 工業団地（公共からの用地取得を伴う場合に限る。）	
	③ 業務拠点地区（既存用地利用者に限る。）	100分の0.7を6年度分
	④ 特定地域（工業団地の場合は②の場合を除く。）又は地方活力向上地域	
東京２３区以外からの本社機能の移転又は本市にある本社機能の拡充	⑤ 業務拠点地区（用地取得を伴う場合に限る。）	100分の0.933を8年度分
	⑥ 工業団地（公共からの用地取得を伴う場合に限る。）	
	⑦ 業務拠点地区（既存用地利用者に限る。）	100分の0.933を6年度分
	⑧ 特定地域（工業団地の場合は⑥の場合を除く。）又は地方活力向上地域	

※通常の固定資産税率は100分の1.4

◆サテライトオフィス誘致補助金

新たに市内へサテライトオフィスを設置した際にかかる費用に対して補助します。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

サテライトオフィス誘致補助金		
対象者	次の要件をすべて満たす事業者 ・ 普通法人（法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する） ・ 申請日において、市外に本社があること ・ 市内にサテライトオフィスを設置する又は設置したこと ・ 入居開始日以前に、市内に事務所を有していないこと ・ 入居開始日から起算して市内で 3 年以上本社業務全部又は一部を継続すること ・ 申請日の属する年度内に、補助対象経費の支出があること ・ 豊橋市が行う広報活動に協力すること	
対象事業	開設準備事業	管理運営事業
対象経費	・ 建物改修費 ・ 通信環境整備費 ・ 備品購入費（単価 2 万円以上） ・ その他必要と認める経費	・ 事業を営むための貸室にかかる賃借料（敷金、礼金その他保証料は除く） ・ 共益費 ・ 光熱水費 ・ 駐車場賃借料 ・ 通信回線料 ・ 事務機器等リース料 ・ その他必要と認める経費
補助期間	事業着手から完了まで	申請日の属する月の翌月 1 日から起算して 6 月を経過する日又は当該年度の 3 月末日までのいずれか早い日 （入居開始日の属する年度の翌年度にあつては、申請日の属する月の 1 日から起算して入居開始日の属する年度の補助機関と合わせて 6 月を経過する日まで）
補助率	2 分の 1 以内	10 分の 10 以内
補助限度額	100 万円	月額 15 万円
申請期間	事業着手前	賃貸借契約締結もしくは建物購入後 90 日以内又は申請日の属する年度の 2 月末日までのいずれか早い日まで

◆産業空洞化対策減税基金に基づく補助制度

長年にわたり、地域を支える市内企業の再投資や高度先端分野における設備投資をサポートいたします。

(問合せ先) 産業政策課 TEL 51-2640 FAX 55-9090

再 投 資 促 進 奨 励 金		
対象事業者	20 年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、次世代成長分野等に係る工場、研究所の新增設等を行う企業	
対象分野	(1) 次世代自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等 (2) 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積業種	
対象地域	大企業：豊橋三弥地区、豊橋東インターチェンジ、豊橋リサーチパーク、神野西 1 区、御津 2 区、若松地区、豊橋石巻西川地区、工業地域・工業専用地域 中小企業：市内全域	
要 件	投資規模要件	大企業：25 億円以上（※新增設部分に限る） 中小企業：1 億円以上 又は 5 千万円以上（※）
	雇用要件	支援期間中において、以下の常用雇用者を維持すること。 大企業：100 人以上 中小企業：25 人以上 又は 20 人以上（※）
対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む）	
補助率	大企業：10%以内（うち県補助 5%以内） 中小企業：10%以内（うち県補助 5%以内） 又は 5%以内（※）	
限度額	大企業：3 億円（うち県支援分 1.5 億円） 中小企業：3 億円（うち県支援分 1.5 億円） 又は 500 万円（※）	
受付時期	工事着工の 30 日前までに指定申請を行うことが必要	

* 豊橋市独自要件適用時

中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金	
補助対象	高度先端技術に係る工場の新增設を行う中小企業（※補助対象者が大企業、補助対象が研究所、300 億円を超える大規模投資の場合は県が直接補助）
対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等
対象地域	市内全域
要 件	(1) 投資規模要件：2 億円以上 (2) 雇用要件：新規常用雇用者 5 人（生産性向上計画により省人化される人数が認められる場合は 2 人）以上
対象経費	土地を除く固定資産取得費用（新增設に係る工場建設費、機械装置費、蓄電池等の低炭素化設備導入費、工場改修費を含む）
補助率	10%以内（うち県補助 5%以内） ※既設の工場内の設備を一新等する場合は 5%以内（うち県補助 2.5%以内）
限度額	10 億円（うち県支援分 5 億円）
受付時期	工事着工の 30 日前までに指定申請を行うことが必要

《注意事項》 再投資促進奨励金、中小企業 21 世紀高度先端産業立地奨励金ともに、事業について審査会で審査しますので、申請を受けても採択を保証するものではありません。また、操業開始後、交付要件を満たさなくなった場合や 5 年以内に創業を廃止等した場合、無断で取得財産を売却等した場合等は、奨励金を返還していただくことがあります。

各種融資制度

豊橋市では、中小商工業者の経営の維持安定を図るための資金調達の円滑化や、企業の近代化・合理化等を支援することを目的とした融資制度及び補助制度を設けています。

(問合せ先) 商工業振興課 TEL 51-2431 FAX 55-9090

豊 橋 市 小 口 事 業 資 金				
目 的		本市における中小商工業者に対する経営の合理化とその自主的経済活動の促進及び中小商工業者が受けた自然災害からの早期復旧を図るために要する資金の融通を円滑にするための融資を行い、もって本市産業の振興に資することを目的とする。		
資金区分		通 常 資 金	経 営 革 新 計 画 資 金	災 害 復 旧 支 援 資 金
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）とする。 (1) 常時使用する従業員の数が30人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。 (3) 税の滞納がないこと。 (4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。	融資対象は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第8条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けている中小商工業者であって、次のいずれにも該当するものとする。 (1) 常時使用する従業員の数が30人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については10人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。 (3) 税の滞納がないこと。 (4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。	融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。 (1) 常時使用する従業員の数が50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については30人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 申込みの日以前から引き続き市内に主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。 (3) 予測できない風水害等の自然災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された当該災害を含む。）により被災し、市が発行する罹災証明又は罹災届出証明書を受けていること。 (4) 税の滞納がないこと。 (5) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (6) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (7) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。
	融 資 限 度 額	一事業者につき3,000万円 以内	一事業者につき5,000万円 以内	一事業者につき1,000万円 以内
	資金使途	事業上の資金	経営革新計画の実施に必要な資金	災害復旧に必要な事業上の資金
	融 資 期 間 及 び 利 率	運転資金・設備資金 3年以内 年1.2% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.4% 設備資金のみ 10年以内 年1.5%	運転資金・設備資金 5年以内 年1.1% 7年以内 年1.2% 設備資金のみ 10年以内 年1.3%	運転資金・設備資金 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.2% 7年以内 年1.3%
	担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。		
	信用保証	要する。		
	信 用 保 証 料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）		
	取 扱 金 融 機 関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合		

豊 橋 市 経 営 安 定 資 金				
目 的		本市における小規模事業者が経済環境の変化に適応するために事業上必要とする資金の融資を行い、経営の安定と本市産業の振興に資することを目的とする。		
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、次のいずれにも該当する個人、会社、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。 (1) 申込みの日以前から市内に住所及び主たる事業所を有し、中小企業信用保険法第2条第5項*第1号から第4号及び第6号に規定する特定中小企業者又は第6項に規定する特例中小企業者として、その所在地を管轄する市町村長の認定を受けているものであること。 (2) 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を適法に営んでいること。 (3) 税の滞納がないこと。 (4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付したものであること。		
	融 資 限度額	一事業者につき 1, 250万円 以内		
	資金使途	経営の安定に必要な事業上の運転資金		
	融資期間 及び利率	運転資金	3年以内	年1.1％ 5年以内 年1.2％ 7年以内 年1.3％
	担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。		
	信用保証	要する。		
	信 用 保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）		
	取 扱 金融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合		

*＜中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証制度）及び第6項（危機関連保証制度）について＞

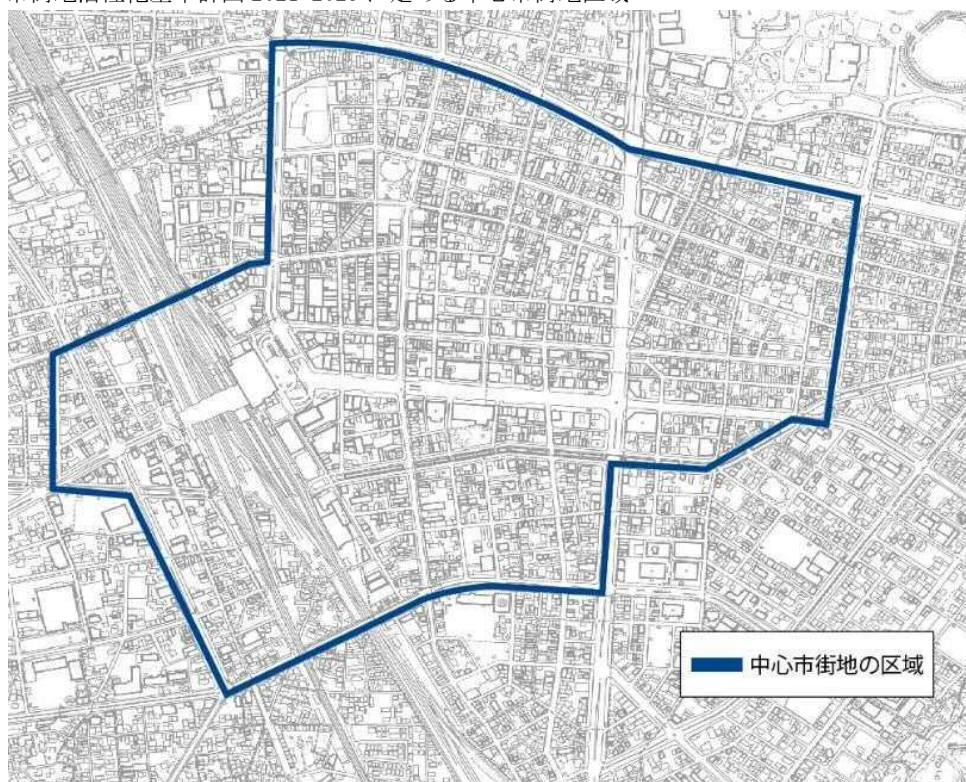
取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等による信用等の収縮により経営安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

- 1号：連鎖倒産防止
- 2号：取引先企業のリストラ等の事業活動の制限
- 3号：突発的災害（事故等）
- 4号：突発的災害（自然災害等）
- 5号：業況の悪化している業種（全国的）
- 6号：取引金融機関の破綻
- 7号：金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整
- 8号：金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡

愛知県小規模企業等振興資金							
目 的		金融機関と取引の薄い中小規模の商工業者が、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の振興に資することを目的とする。					
資金区分		通 常 資 金		小 口 資 金			
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、次のいずれにも該当する会社、個人、企業組合、医療法人及び特定非営利活動法人とする。 (1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 常時使用する従業員の数が50人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。 (3) 県内で事業を適法に営んでいること。 (4) 税の滞納のないこと。 (5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。		融資対象は、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに規定する小規模企業者であつて、次のいずれにも該当するもの。 (1) 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (2) 県内で事業を適法に営んでいること。 (3) 税の滞納のないこと。 (4) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。			
	融 資 限 度 額	5, 0 0 0 万円 以内		2, 0 0 0 万円 以内 (申込融資額を含めた信用保証協会の保証付融資残高が2, 0 0 0 万円以内であること)			
	資金使途	事 業 上 の 運 転 資 金 及 び 設 備 資 金					
	融資期間及び利率	運転資金	3年以内 5年以内 7年以内	年1.3% 年1.4% 年1.5%	運転資金	3年以内 5年以内 7年以内	年1.1% 年1.2% 年1.3%
		設備資金	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.3% 年1.4% 年1.5% 年1.6%	設備資金	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年1.1% 年1.2% 年1.3% 年1.4%
	担 保	原則として要しない。 ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。		原則として要しない。			
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。					
	信用保証	要する。					
	信 用 保 証 料	信用保証協会所定		信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）			
取 扱 金 融 機 関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・大垣共立銀行・十六銀行・愛知銀行・名古屋銀行・中京銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫						

豊橋市中心市街地商業活性化資金						
目 的		中心市街地商業活性化対策として中小商業者が商業活性化に要する資金の融通を円滑にするための融資を行い、もって本市産業の振興に資することを目的とする。				
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項第２号から第４号に規定する業種に属する事業を営む個人、会社及び企業組合で、次のいずれにも該当するものとする。 (１) 豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025 に定める中心市街地区域内での、商業活性化に資する事業を営んでいること。 (２) 豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025 に定める中心市街地区域内で現に事業を営んでいる又は中心市街地区域内に進出し出店するものであること。 (３) 小売業を主たる事業とするものは、常時使用する従業員の数が５０人（卸売業、又はサービス業を主たる事業とする者については１００人）以下であって、中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条第１項に規定する業種に属する事業を営んでいること。 (４) 適法に事業を営んでいること。 (５) 税の滞納がないこと。 (６) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (７) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (８) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第９条第２項及び第３項の規定により返戻金を納付したものであること。				
	融 資 限度額	一事業者につき ５，０００万円 以内				
	資金使途	商業の活性化に要する事業上の運転資金及び設備資金				
	融資期間 及利率	運転資金	３年以内	年１．１％	設備資金	３年以内 年１．１％ ５年以内 年１．２％ ７年以内 年１．３％ １０年以内 年１．４％
	担 保	原則として要しない。ただし、協会の無担保保証限度額を超過する場合を除く。				
保証人		原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。				
信用保証		要する。				
信 用 保証料		信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）				
取 扱 金融機関		みずほ銀行・三菱ＵＦＪ銀行・三井住友銀行・大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・三十三銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫				

豊橋市中心市街地活性化基本計画 2021-2025 に定める中心市街地区域



豊 橋 市 創 業 支 援 資 金							
目 的		新規に事業を開業しようとする者及び創業者が創業者である期間内に創業又は創業により行う事業の実施のため必要とする資金の一部を融資することにより、経営者への道を開き中小商工業者の育成を促進し、もって本市産業の振興に資することを目的とする。					
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、次のいずれにも該当する個人又は会社とする。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。 イ 事業を営んでいない個人であって、2か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ウ 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。 エ 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの。 オ 会社が自らの事業の全部または一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立した会社であって、市内においてその事業を開始した日以後5年を経過していないこと。 カ 産業競争力強化法第128条に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。 キ 産業競争力強化法第128条に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの市長の証明を受けた事業を営んでいない個人であって、6か月以内に新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 (2) 市内に住所を有し、市内で開業しようとする者、又は市内で開業している者であること。 (3) 開業により会社を設立する場合は、当該会社の代表者となる者であること。 (4) 開業する若しくは開業した業種は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業であること。 (5) 行政庁の許可、免許、登録等を要する業種にあつては、既に当該許可、免許、登録等を受けている者又はこれを受けることが確実と認められる者であること。 (6) 開業する若しくは開業した事業は中小規模であり、雇用見込み若しくは雇用した従業員数は50人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については30人）以下であること。 (7) 愛知県信用保証協会の信用保証対象資格があること。 (8) 税の滞納がないこと。 (9) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (10) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。					
	融 資 限度額	一事業者につき 2,500万円 以内 (ただし、(1)アまたはイの場合は、上記2,000万円を超過する金額については自己資金と同額を限度とする。)					
	資金使途	創業に必要な事業上の運転資金及び設備資金					
	融資期間 及利率	運転資金	3年以内 5年以内 7年以内	年0.7% 年0.8% 年0.9%	設備資金	3年以内 5年以内 7年以内 10年以内	年0.7% 年0.8% 年0.9% 年1.0%
	担 保	原則として要しない。					
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。					
	信用保証	要する。					
	信 用 保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）					
	取 扱 金融機関	大垣共立銀行・十六銀行・名古屋銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合					

豊 橋 市 小 規 模 事 業 資 金							
目 的		本市における小規模零細事業者に対して、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度を適用し、経営の合理化とその自主的経済活動の促進に要する安定的な資金の調達を維持することにより経営の安定を図り、もって本市産業の振興に資することを目的とする。					
融 資 の 条 件	対 象	融資対象は、中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模事業者で、次のいずれにも該当するもの。 (1) 次のいずれかに該当するもの。 ア 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項に規定する業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を営んでいるもの。 イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とする者のうち、特定事業を行うもの。 ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの、又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行なう者であるもの。 エ 特定事業を行なう企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。 オ 特定事業を行なう協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。 カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの。 (2) 申込みの日以前から引き続き市内に住所及び主たる事業所を有し、適法に事業を営んでいること。 (3) 税の滞納がないこと。 (4) 手形の不渡り処分により金融機関と取引停止中でないこと。 (5) 愛知県信用保証協会の保証対象資格があること。 (6) 豊橋市信用保証料補助金交付要綱第9条第2項及び第3項の規定により返戻金を納付した者であること。					
	融 資 限 度 額	一事業者につき 2,000万円 以内 (既存の保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲であること。)					
	資金使途	事業上の運転資金又は設備資金					
	融 資 期 間 及 び 利 率	運転資金	3年以内	年1.1%	設備資金	3年以内	年1.1%
			5年以内	年1.2%		5年以内	年1.2%
			7年以内	年1.3%		7年以内	年1.3%
						10年以内	年1.4%
	担 保	原則として要しない。					
	保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証は要しない。					
	信用保証	要する。					
信 用 保証料	信用保証協会所定（保証料の補助制度があります。）						
取 扱 金融機関	みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・静岡銀行・清水銀行・愛知銀行・名古屋銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合						

豊橋市中小企業団体共同事業資金		
目 的		本市における中小企業団体が共同事業を行うに要する資金の融通を円滑にするため資金の融資を行い、その健全なる発展と組織強化の促進に資することを目的とする。
融 資 の 条 件	対 象	市内に事務所を有する中小企業団体で、その所属する母体の推薦を受けたもの。
	融 資 限 度 額	一団体につき 3, 5 0 0 万円 以内
	資金使途	中小企業団体が行う共同事業に必要な運転資金又は設備資金
	融資期間 及び利率	2 年以内 年 1 . 1 % 5 年以内 年 1 . 2 %
	担 保	必要に応じて要する。（取扱金融機関の融資に係る所定の取扱による。）
	保 証 人	理事 2 名以上（代表者を含む）
	信用保証	要しない。
	取 扱 金融機関	十六銀行・豊橋信用金庫・岡崎信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡信用金庫・豊橋商工信用組合・商工組合中央金庫

信用保証料補助制度	
補助対象者	下記の制度による融資を証書貸付にて受けた方
豊橋市小口事業資金（通常資金） 愛知県小規模企業等振興資金（小口資金） 豊橋市小規模事業資金	融資額から回収額を減じた額で 1,000 万円分までの保証料相当額（百円未満切り捨て）とし、かつ補助額 60 万円を限度とします。 ただし、愛知県小規模企業等振興資金（小口資金）において、市内に住所がない方、以前の融資の事前完済による返戻保証料の補助分を返還していない方や、市外設備に対する融資については補助対象外とします。
豊橋市創業支援資金 豊橋市小口事業資金(災害復旧支援資金)	融資額から回収額を減じた額で 1,000 万円分までの保証料相当額（百円未満切り捨て）とします。
豊橋市経営安定資金 豊橋市中心市街地商業活性化資金	融資額から回収額を減じた額で 1,250 万円分までの保証料相当額（百円未満切り捨て）とします。
豊橋市小口事業資金(経営改革計画資金)	融資額から回収額を減じた額で 2,000 万円分までの保証料相当額（百円未満切り捨て）とします。

経営安定資金特別対策補助金制度	
補助対象者	豊橋市経営安定資金融資制度の融資を受けた方
補助金の額	融資金額の 1.0 %に相当する額 回収条件を伴う場合、融資金額から回収金額を差し引いたものを補助対象額とします。

小規模事業者経営改善資金（マル経融資）利子補給補助金制度	
補助対象者	日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金（マル経融資）を受けられた方（ただし、令和 4 年 3 月 31 日までに融資実行されたものに限りします。）
補助対象	マル経融資の利子支払開始日から起算した 12 回分までの利子支払額
補助金の額	利子支払額の 1/2 とし、10 万円を上限とします。

マル経融資の融資条件等は、 $\left(\begin{array}{l} \text{豊橋商工会議所 (TEL 53-7211)} \\ \text{日本政策金融公庫 (TEL 52-3191)} \end{array} \right)$ へお問い合わせください。

【お 願 い】

制度、内容等が変更されていることもありますので、ご利用の際は
関係機関へご照会ください。

令和３年度版
豊橋市中小企業施策ガイドブック

令和３年４月 印刷発行

編 集 豊橋市 産業部 商工業振興課

発 行 豊橋市

〒440-8501 豊橋市今橋町１番地

TEL：（０５３２）５１－２４２５

FAX：（０５３２）５５－９０９０

E-mail：shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

資源保護のため再生紙を使用しています。



ええじゃないか豊橋